



令和6年10月11日
中部地方整備局

記者発表資料の一部訂正について

令和6年10月10日に記者発表しました『過失による粗雑工事に係る指名停止措置について』において、指名停止措置理由の一部に誤りがありましたので訂正いたします。

○訂正箇所

- ・指名停止措置理由
「別表第1第8号」を
「別表第1第3号」に訂正

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	橋本 俊也	電話番号 (052) 953-8138
	課長補佐	岡崎 友紀	

令和6年10月10日
中部地方整備局

過失による粗雑工事に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社橋本組
業者の住所 : 静岡県焼津市本町2-2-1
- 指名停止措置期間 : 令和6年10月10日から令和6年12月9日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

株式会社橋本組は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出した。

このことが建設業法28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局長から営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である株式会社橋本組が、過失による粗雑工事を行い、中部地方整備局長から営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第3号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138